（臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「政令の」を「政令で」に改め、同条第三号ニ中「検査（同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。）」を「検体検査」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第三条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第六号中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改める。

附　則

この政令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十一号

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第二項第一号、第二十一条の五の三第二項第二号、第二十一条の五の四第三項及び第二十四条の二第二項第二号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項第二号、第三十条第三項、第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十六条第二項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「免除された者」の下に「並びに同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を加える。

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第四号イ、第二十四条第五号、第二十五条の二第二号ホ及び第二十七条の二第三号

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号

三　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項第四号イ

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年九月一日から施行する。

（児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令による改正後の児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる児童福祉法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る同法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日以後に行われる同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援に係る同法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費の支給又は施行日以後に行われる同法第七条第二項に規定する障害児入所支援に係る同法の規定による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給について適用し、施行日前に行われた同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る同法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日前に行われた同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援に係る同法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費の支給又は施行日前に行われた同法第七条第二項に規定する障害児入所支援に係る同法の規定による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給については、なお従前の例による。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

3　この政令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定は、施行日以後に行われる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第二十四項に規定する自立支援医療又は同条第二十五項に規定する補装具の購入、借受け若しくは修理に係る同法の規定による自立支援給付の支給について適用し、施行日前に行われた同条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第二十四項に規定する自立支援医療又は同条第二十五項に規定する補装具の購入、借受け若しくは修理に係る同法の規定による自立支援給付の支給については、なお従前の例による。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

4　この政令による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の規定は、施行日以後に行われる難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給について適用し、施行日前に行われた同項に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三